

第22期第4回 佐賀県有明海区漁業調整委員会 議事概要

1 日 時 令和3年7月8日(木) 13時30分から

2 場 所 佐賀県水産会館「大会議室」

3 出席者 佐賀県有明海区漁業調整委員会

会	長	西久保	敏
委	員	古賀	善治
”	”	井口	繁臣
”	”	中野	正利
”	”	中山	薫
”	”	中島	龍
”	”	川下	始
”	”	竹下	泰彦
”	”	古賀	秀昭
”	”	井上	亜紀

4 臨席者 佐賀県有明海漁業協同組合

指 導 部 次 長	有 馬 隆 文
指 導 課	糸 山 亮 平
佐 賀 県 水 産 課	
漁業調整担当係長	寺 田 雅 彦
佐賀県海区漁業調整委員会事務局	
事 務 局 長	中牟田 弘 典
主 査	増 田 健 斗

5 議題及び議決事項

(1) 委員会指示の適用除外について(協議)

- 1 佐賀大学農学部
原案どおり承認された。
- 2 株式会社東京久栄
原案どおり承認された。
- 3 佐賀県農林水産部水産課
原案どおり承認された。

(2) T A C魚種の追加について(報告)

事務局から報告が行われた。

(3) 遊漁者のクロマグロの採捕に係る委員会指示について(報告)

事務局から報告が行われた。

(4) その他

事務局から次回の委員会の日程等について説明が行われた。

6 各議題の説明者及び質疑応答の概要

(1) 説明者

議題1 増田主査

議題2・3 寺田係長

議題4 中牟田事務局長

(2) 質疑応答

【議題(1)-1について】

(井上委員) 適用除外の期間について、申請書では「9月1日から」となっており、同意書では「令和3年許可日から」となっておりますが、これは申請書どおり9月1日から許可をするという理解でよろしいでしょうか。

(増田主査) 委員会指示第1号で立入禁止としておりますのり養殖施設については、9月1日から施設設置をできる免許内容となっておりますので、適用除外の期間は9月1日からとなります。

【議題(1)-2について】

(竹下委員) 資料11・12ページに載っている離底器の上に、砂利を入れた網を乗せるということでしょうか。

(中牟田事務局長) はい、そのとおりです。これまでは、離底器を用いずに嵩上げて設置されておりましたが、その場合は天端部分に浮泥が堆積しますので、今回は離底器を用いて下にできた隙間に浮泥が堆積することを狙ったものかと思われます。

【議題(1)-3について】

質疑なし

【議題(2)について】

(竹下委員) 資料27ページの見方としては、2015年から2019年にかけて悪い方になっているという理解でよろしいでしょうか。

(寺田係長) はい、資源量に対する漁獲圧は高くなってきているという状態です。

(竹下委員) このような解析には大量のデータが必要になりますよね。色んなところから漁獲した魚に関するデータを集めてくるというイメージでしょうか。

(寺田係長) 資源評価には単一の漁法だけではなく、複数の漁法の情報が必要

であり、更にはサイズ別のデータが必要になりますので、非常に膨大なデータが必要になってきます。カタクチイワシを見ますと、1977年から資源量データがありますが、これでもまだTAC魚種に追加されていないということは、まだまだデータとして不十分であると国の方で判断されているものと思われます。

(井上委員) 資料27ページの神戸チャートは、親魚量の比が左側にあるときは漁獲圧は下の方に止めておき、右側にあるときは多少獲ってもいいという見方でよいでしょうか。

(寺田係長) はい、そのとおりです。

【議題(3)について】

質疑なし

【議題(4)について】

質疑なし